

Q		A	
税制全般について			
Q 1	税制度の内容について知りたい。	A 1	中小企業庁ホームページにてご確認ください。 ⇒ 経営強化法による支援 ⇒ 経営強化法による税制措置・金融支援活用の手引き ⇒ 生産性向上特別措置法による支援 ⇒ 生産性向上特別措置法による税制措置・先端設備等導入計画策定の手引き
Q 2	「建物附属設備等」の取得価格（60万円以上）の考え方について知りたい。 例）取得価格には工事費は含まれるか？等々	A 2	資産計上の仕方次第とのことなので、担当税務署等にご相談ください。
Q 3	具体的にどの程度の減税になるのかわりたい。	A 3	工業会、メーカーではわかりませんので、担当税務署等にご相談ください。
Q 4	工業会で証明書が発行されたものは減税が受けられると考えてよいですか？	A 4	工業会が発行する証明書は、あくまでも、対象製品かどうかを示すもので、減税が受けられるかどうかは制度上の他の要件で決まります。 (メーカーや工業会ではお答えできません)
対象製品について			
Q 1	この制度の対象となる製品はどのようなものでしょうか？	A 1	当工業会が証明書を発行する製品は以下の3種類の製品です。 ①大便器 ②小便器 ③温水洗浄便座 対象製品については、 専用ページ にてご確認ください。
Q 2	対象製品のリストに掲載されていない品番の製品は制度の対象にならないのでしょうか？	A 2	会員企業の対象製品リストに掲載されていない品番の製品は対象になりません。
Q 3	日本レストルーム工業会の会員企業以外の製品は対象外なのでしょうか？	A 3	会員企業の製品のみが対象という訳ではありません。 ただし、申請の方法等が異なりますので、 こちら をご確認の上、製造メーカーに直接お問合せ願います。
「証明書」の発行依頼方法、等について			
Q 1	「証明書」を取得するための具体的な依頼方法・手順が知りたい。	A 1	当工業会が証明書を発行する製品については 専用ページ を設けてご案内しています
Q 2	「証明書」の発行には何日ほど掛かるのでしょうか？	A 2	依頼受付後、概ね1ヶ月以内で発行します。 ※依頼書や同封物に不備がある場合などは、それ以上掛かる場合があります。
Q 3	「証明書」を発行してもらうのに費用は掛かるのでしょうか？	A 3	当工業会の会員メーカーの製品の場合、「証明書」の郵送料（切手代）などが掛かります。
Q 4	「証明書」は、対象となる製品の採用台数分必要になるのですか？	A 4	同じ型番（品番）のものであれば、複数台であっても、1枚の証明書で問題ありません。型番（品番）が異なるものを採用される場合は、各々必要になります。
Q 5	「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る証明書」は、「先端設備等導入計画に係る証明書」としても使用できますか？	A 5	「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る証明書」のタイトルのものは使用できないとお考えください。 「先端設備等導入計画に係る証明書」は改めて発行依頼をお願いします。
Q 6	「経営力向上計画」（所轄省庁提出）と、「先端設備等導入計画」（地方自治体提出）において、証明書は各々発行依頼する必要がありますか？	A 6	共通で使用できますので、「1通」発行依頼いただき、コピーして各々提出してください。
Q 7	証明書の発行依頼は、誰が出せるのでしょうか？	A 7	原則として中小企業事業者の方ですが、流通・元請工事業者等の方でも構いません。